

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（414）」

2. 日時：平成29年10月10日 13時00分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、
田尻安全審査官、大塚安全審査官、津金安全審査官、皆川保安規定係長、
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他11名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「ブローアウトパネルに関する対応方針」について、本日提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 設置されている12枚のブローアウトパネルの内、竜巻対策として2枚を閉鎖しても機能上問題ないとした判断根拠及び主蒸気管破断事故時の放出蒸気によりブローアウトパネルが4枚は必ず開放するとした根拠を提示するよう求めたにも関わらず、提示されていない。これらを整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの手動開放装置として設置する油圧ジャッキ及び油圧配管について、油内包設備の設置に伴う内部火災評価等への反映の必要性を整理して提示すること。
- ブローアウトパネル作動枚数による温度及び圧力状況比較において、ブローアウトパネル開放圧力と圧力グラフの関係を整理して提示すること。
- ブローアウトパネル落下防止チェーンとスライド扉が干渉しないことを図示すること。
- ブローアウトパネル開口部にスライド扉を設置した場合、非常用ガス処理系（SGTS）運転時に原子炉建屋の負圧が確保出来ることの詳細計算結果を提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・東海第二発電所 ブローアウトパネルについて

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項一覧